

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC (○)
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 ()

【タイトル】 拠出限度額見直し、iDeCo 加入可能年齢引上げについて (DC 法施行令改正等)

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2025年12月24日に、以下2つの政令が公布されました。

- ①社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第441号）
 - ②国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号）
- これにより、DCの拠出限度額見直し及びiDeCo加入可能年齢の引上げ等の施行期日が2026年12月1日とされました。

【改正内容（主なもの）】

○企業型 DC の拠出限度額の見直し

《現行》 5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額（月額）※
《改正後》 6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額（月額）※

※2024年12月の政令改正の施行に伴う経過措置適用の場合は、2.75万円（月額）

○iDeCo の拠出限度額の見直し

・国民年金第1号被保険者

《現行》 iDeCo と国民年金基金等で合計して 6.8万円（月額）
《改正後》 iDeCo と国民年金基金等で合計して 7.5万円（月額）

- ・ 国民年金第 2 号被保険者（DB や企業型 DC 加入者）
 - 《現行》 5.5 万円から企業型 DC 掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額（月額）
（ただし、上限は月額 2 万円）
 - 《改正後》 6.2 万円から企業型 DC 掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額（月額）
（月額 2 万円の上限は廃止）

- ・ 国民年金第 2 号被保険者（DB や企業型 DC 未加入者）
 - 《現行》 2.3 万円（月額）
 - 《改正後》 6.2 万円（月額）

- ・ 令和 7 年改正法により新設された、改正後 DC 法第 6 2 条第 4 項第 2 号に規定する「第 5 号加入者」（※）
 - 《新設》 6.2 万円（月額）
（ただし、企業年金加入者は、月額 6.2 万円から企業型 DC 掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額）

（※）「第 5 号加入者」とは

60 歳以上 70 歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCo を活用した老後の資産形成を継続しようとする者。（以下①～③のいずれかに該当する者であって、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者）

- ① iDeCo 加入者
- ② iDeCo 運用指図者
- ③ 企業年金から iDeCo に資産を移換する者

参考：改正後の DC 拠出限度額全体像（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001597082.pdf>

○施行期日：2026 年 12 月 1 日

参考：パブリックコメント結果

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250265&Mode=1>

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202601-170-0382-D